

## 4 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

日 時 平成21年4月17日 (金)

午後1時30分

場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 前回会議録の承認

#### 3 教育長報告

- (1) 平成21年秦野市議会第1回定例会報告について (資料1 教育総務部・生涯学習部)
- (2) 平成21年度教育委員会人事異動について ( " 2 教育総務部・教育総務課)
- (3) 平成21年度学級編制について ( " 3 教育総務課・学校教育課)
- (4) 平成21年度教育指導課・教育研究所事業計画について  
( " 4 教育指導課・教育研究所)
- (5) 平成21年度全国学力・学習状況調査の実施について ( " 5 教育指導課)
- (6) 2学期制研究推進校研究中間報告について ( " 6 " )
- (7) 学校専門相談員の業務について ( " 7 " )
- (8) 平成21年度秦野市適応指導教室「いずみ」の運営要領について ( " 8 教育研究所)
- (9) 平成21年度広域連携中学生交流洋上体験研修事業実施について  
( " 9 生涯学習課)
- (10) 周知の埋蔵文化財包蔵地の変更について ( " 10 " )

#### 4 請 願

教科書採択についての請願

#### 5 協議事項

平成21年度秦野市教科用図書採択検討委員会について

#### 6 そ の 他

#### 7 閉 会

## 平成 2 1 年 4 月 定例教育委員会会議録

日 時	平成 2 1 年 4 月 1 7 日 (金) 午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 2 0 分
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室
出席委員	委員長 高野 二郎 委員長職務代理者 望月 國男 委員 高橋 照江 委員 加藤 剛 教育長 金子 信夫
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育総務部長 鈴木 和彦 生涯学習部長 露木 茂 教育総務部参事 熊澤 広明 生涯学習課長 横溝 昭次 教育総務課長 二階堂 敬 スポーツ振興課長 井手 則夫 学校教育課長 牛田 洋史 図書館長 和田 義満 教育指導課長 高木 俊樹 教育総務課課長補佐(庶務担当) 小山田 豊彦 教育総務課庶務班主事補 笹森 信之
傍聴者	5 名
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

委員長

ただ今から、4月定例教育委員会会議を開催します。お手元の会議次第に沿って進めます。

まず、前回の定例会議録の承認について、質問、意見等ありましたらお願いします。

—特になし—

委員長

それでは、前回会議録を承認してよろしいでしょうか。

—異議なし—

委員長

前回の会議録を承認します。

次に、教育長報告をお願いいたします。

—教育長より教育長報告を報告—

委員長

教育長報告の(1)から(3)について、質問、意見等がありますか。

加藤委員

議会報告についてですが、教育指導助手についての教育委員会の考えとしても、増員が必要であるとのこと要望がなされています。7ページの吉村議員の質問に対する財務部長の答弁なのですが、「近隣の市の取り組み等を見ていると、一概に教育指導助手の増員が合理的であるかどうか判断できない」とあります。この意味が、近隣の市では十分な人員配置がされているにもかかわらず

ず効果が上がっていないということなのか、財務部長の答弁なので分からないかと思うのですが、分かる範囲で教えていただきたいということが1点です。

もう1点が、教育委員会としても、現場や議員としても、教育指導助手の増員が必要であるという見解は一致していると思うのですが、この財務部長の答弁では、増員は効果なしだということになります。もしそうであれば、いくら予算要望をしても思うような予算の配分がかなわないと思います。

また、ただ予算要望をするだけではなくて、きちんと増員の重要性を財務部長に理解していただけるようなアクションをとっているのでしょうか。財務部長の答弁として、教育指導助手の増員は必要であるけれども、予算編成上そうならないのだという答弁であるなら話は分かるのですが、増員が効果なしという答弁をされているということは、教育委員会としても、説明をしっかりとしていないのかなという気がしますので、その辺のご見解をいただければと思います。

教育指導課長

教育指導助手の存在の意味は重々認識する中で、現実の対応とのギャップということが基本的にあると思います。

財務部長の意見としましては、指導助手は昨年度10人増員し、今年も3名増員している中で、もっと増員が必要なことは分かりつつも、今おっしゃった財政との絡みを考えた場合、指導助手だけの視点ではなくて、校内でのさまざまな工夫という観点もあるのではないかというようなことが背景にあるかと考えております。

しかし、やはり市長や副市長、あるいは財務部長も含めて、現場の実態についての認識を深めてもらうという観点は大切なことだと思います。この議会の後に、市長または副市長から小学校の現場を見たいという申し出がありまして、それぞれ、現場の実態や、発達障害のお子さんの様子を参観するという機会がありました。今後、現場のことをなるべく啓発しながら、発達障害の子どもへのあり方をいろいろな立場で考えていくことが必要だと思っております。

教育長

財務部長の立場から推察すると、昨年、一挙に10人の増員をかけ、これは大変なことだったと思います。財政事情その他もろもろの中から、この前段として、本当は、去年10人増員したので、今年は何とかその10人体制でやってもらえないかということがあった訳です。しかし、実際には、私どものほうで何とかつけてもらいたいということで、つけたというのが背景にあります。ですから、やはり現場が指導助手を必要としているという認

識はお持ちだと思います。

また、頭数だけあればいいのかという問題もあり、議論の中にもありましたが、我々もいつも気にしているのは、指導助手というのは、頭数だけいけば良いというだけではなく、やはり一定の見識や知識を持って対応をしないと、かえってマイナスになるということもあると思います。ですから、頭数さえ増えれば何とかなるということではなくて、量の問題も資質の問題もあるということもあります。

それから、これは特別支援教育の介助員の問題でもよく出る話なのですが、学校として、あるいは教員として、本来やるべきことがやられているかという課題もある訳です。ですから、大変だから何でもかんでも人を増やしてカバーしてもらえばいいという、安直に人を増やせということでは、教育委員会としてもそれでいいのかという疑問を持ちます。少なくとも私自身もそう考えますので、決して、増員は不要だということや、多くても役に立っていないということを言っているのではないだろうと、私はプラスに考えています。

委員長

今の教育長のような見解は、教育委員会としてはすべきですね。これは、財務部長の話だけでは、やはり人を増やせばいいというものではないと言うのだろうと思います。

教育長

結局、予算主義ですから、どこがお金をつけるかというのは議員にも分かるわけです。ですから、その大もとに質問されたということで、財務部長が矢面に立ったということでしょう。

望月委員

横山議員と木村議員の情報モラル教育ですが、横山議員に対する回答は、「実態調査については、研究校を中心にした調査・研究」と書いてあります。研究校はどのようなことを行っているのでしょうか。それから、木村議員は、いわゆる検討委員会を作ったほうが良いのではないかという主張だと思うのですが、この辺についての考え方はどのようなことでしょうか。

教育指導課長

1つ目の研究校は、いじめ等の対策としまして、昨年度から、本町中学校区の本町小、末広小、本町中学校の3校に、いじめ対策の研究指定校をお願いしています。その学校の子どもたち、あるいは保護者等、教職員等の実態調査もやってみるという方向で考えているところです。

2つ目の検討委員ですが、情報モラル教育検討委員会ということの組織化を具体的に現在検討しています。これは、学校関係者、行政、さらには保護者代表等の組織の中で、この問題を考えていきたいということをここでは指しています。ここにもありますように、去年も行いました、いじめを考える児童生徒委員会の中で

望月委員

の論議も合わせて考えているところです。

要望ですが、調査を行う場合に、その情報モラル教育の視点の項目を入れてほしいと思います。今、これを見ていると、情報モラル教育が携帯やネットからの危険を回避するような、技術的なことに走っているような感じがします。モラルですから、情報社会の中でどう正しい判断力を養うかということや、決まり、法をどう守っていくかという、そのようなモラルの部分がこの辺りからは読み取ることができなかつたのですが、是非、モラルの部分を重視していただきたいと思います。法をどう守っていくか、それから情報化社会の中でどのように正しい判断力をつけていくか。

個人的には、現在のところは、検討委員会を設置する必要性はないのではないかと思います。これは全校を挙げてやらなければならない課題であり、全教育活動で行わなければならない訳です。ですから、現在のところでは、学校で教育活動の中で行う、全教職員で行うという体制づくり、そのようなことから考えるモラルですから、そうすれば、その辺のことをもう少し評価し、あえて今のところ検討委員会は作らなくても良いのではないかと思います。

それから、村上議員のALTについての質問ですが、ここでは、上智短大とも連携しながらALT6名の体制ということなのですが、この上智短大との連携というのは、具体的には今どのようなことを考えているのですか。

教育指導課長

サービスラーニングセンターというものが上智短大の中で発足しました。その中にはいくつか事業があるのですが、その1つには、地域の小学校の英語活動を支援するというような、要するに、学生がそこに登録し、交通費程度の謝礼の中で学校に赴き、小学校外国語活動のアシスタントを行う、補助を行う、そのような事業です。今年度、学校の説明をしながら年間計画を立てて、関係者をどこの学校へどういう形で派遣するかということ構成していくことになっています。

委員長

4ページに今井議員からの質問で、幼小中の一貫教育がありましたが、秦野市の場合には応えやすい環境がそろっていると思います。秦野市の場合には、環境が整っているということで、全ての学校・園で取り組むのは難しいだろうと思いますが、できるだけ早く、できる限り、1カ所か2カ所で力を入れて行ってみてはどうでしょうか。

そのためには、教員の異動もあるのかもしれないし、あるいは時間外カリキュラムの総見直しのようなことも必要になってく

教育指導課長

る気がします。そのような意味では、少し深く検討するという  
ことを早くやってみてはどうでしょうか。

幼小中の一貫教育には、幼小の一貫教育と小中の一貫教育とい  
う側面の2つに分けて取り組んでいるところです。幼小については、  
17年度、18年度、19年度に、西地区と大根地区、西幼  
小、大根幼小を中心とした研究。そして、20年度、21年度は、  
鶴巻地区と末広地区、これはこども園と小学校の一貫をやってい  
ますので、そのようなところに広げて行っているところで、大き  
く分けて3つぐらいの一貫性の特色を考えています。

1つは学びの一貫性です。カリキュラムというか、保育の内容  
と授業の内容との一貫性、それから育ちの一貫性、どのように発  
達段階をなるべく円滑に接続していくか、そして、学習環境の連  
続性、環境設営の中での一貫性をしていきたいというようなテー  
マでここずっと研究を進めておりますし、これはまたさらに幼小  
という視点での広がりを持たせて、研究を進めていきたいと思っ  
ております。

小中につきましても、15～17年度まで、東小中で行い、そ  
の後、渋沢小中とここには書いてありますが、今までは小中連携  
教育という形で、主にカリキュラムを中心としたことをやってき  
ました。横浜の例、あるいは大阪の例等を見ながら、秦野も一貫  
教育という視点で行っていないかということで、今年度  
は「一貫教育研究」という名前に名称も変えております。ここの  
違いは何かというと、やはり、単なる交流とか何かを一緒にする  
のではなく、先ほど幼小でも申し上げましたが、いくつかのつ  
の線に結びつくような研究という要素があるのではないかと、そ  
こまで踏み込んでやっというここと、先般、渋沢小学校・  
中学校でも、研究担当者が今年度の道筋についての検討会を行っ  
たところです。これは、横浜の発表あるいは東京の先進校の発表の  
中では、いじめが少なくなった、あるいは不登校が減ったとい  
うような検証もなされています。これらも有効な一つの形として研  
究啓発をしていきたいと考えているところです。

委員長

2学期制も含めた、総括的な議論が必要ではないかと思いま  
す。ただ、一貫制というのは、よく分からないと言えば分から  
ない。幼小中というのは一貫制という意味ですか。接続とか、そ  
うではなくて一貫性ですか。

教育指導課長

概念的に非常に難しいところです。交流教育と連携教育と一貫  
教育とどう違うのかといえば、明確な概念付けはないのが実態で  
す。県教委や文部科学省は、「連携」「一貫」というような表現  
を使っています。

教育長

連携を深めているとか交流を深めていると言っても、運動会のときに小学生と幼稚園生が一緒にやっているとか、中学校と小学校で先生が行ったり来たりしているということですが、その次がなかなか見えてこないということがあります。これは、私が個人的に言っているので、教育委員会の皆さんと議論をする中で方向を出したいとは思いますが、研究している割には進まない現状を考えれば、例えば、来年度、小中一貫校を設置するというぐらいの方針を出してもいいのではないかと思います。

何が一貫かという定義はこれから議論するにしても、例えば、年度当初の職員会議は小学校と中学校で一緒に行く。当初、学校長が1人で小中学校を切り盛りするほうが組織的にはいいかなとも思ったのですが、横浜の例などを見ると、小学校の校長、中学校の校長、両方一貫教育を標榜する訳です。それで良いのかということはありませんが、いずれにしても、教育カリキュラムを9年間で組むという発想そのものをやらないと、一貫性も何も生まれてこないということです。ですから、一貫校は教育目標は一つなのです。

いつまでも研究を行っているよりも、多分、やろうと言えやれるという気がします。必ず成果はあるだろうと。それが子どもにとって非常にマイナスの負荷がかかるような状況があれば別ですが、そんなには変わらないだろうという感じもして、研究校ということが良いのか、導入という形で思い切って行っていくか、そのようなことを考えるのもそろそろいいのではないかと思います。その中で、先ほどの2学期制、3学期制の問題も議論されてきて、何を優先にするかというあたりの問題だと思います。

あとは人の問題がありまして、理想とする一貫教育を行おうとすると、県費負担教職員だけの対応では少し足りない気もします。ですから、市費で教諭採用までは難しいでしょうが、講師等を任用するぐらいのことは行わなければ、ただ小学校と中学校がくっ付いただけの、形だけの一貫校になってしまう場合もありますので、もちろん、次年度に向けて本格的に研究・検討して、この教育委員会の中で方向を出してもらいたいと思います。

委員長

教育長のおっしゃるとおりで、結論は、9年なり、11年なりの連続したプログラムが作れるかどうかということです。行きつくところは連続した教育プログラムが作れるかどうかということにかかっていると思います。

ここに「功罪」と言っていますが、その「罪」というのは何でしょうか。予測されるものはあるのでしょうか。

教育長

「罪」という表現は、子どもにとって何が「功罪」かという、

委員長

人によって違ったりすると思います。ただ、人は発達の中で滑らかな接続と言いますが、例えば、子どもにとってハードルを越えるトレーニングも必要で、全く同じような集団で同じように育てていただけだと、刺激もなければ切磋琢磨もないという意見もあります。ですから、中学生になったら詰め襟に身を固めて、ストレスがあっても、それを乗り越えていくときに初めて進歩するという考え方の人にとっては、小学校からずっとエスカレーターに乗ったように、6年から中学1年に上がってしまえば鍛えられない。それが「罪」だということだと思います。

例えば、高大とかいったときには、そのことは課題です。入試は悪だと言う人がいるけれども、入試という関門をきちっと通って、そういうイニシエーションを受けなければ人間なんか発達しないという考え方は当然ある訳ですね。

教育長

ですから、私は、幼小中の部分にはそのようなイニシエーションという関門が必要なのかどうなのかということだけではないという気がします。

私はエスカレーターの学校で育った経験がないので分からないということもあり、これはいろいろな方のご意見を伺いたいところです。私立の幼稚園に入れば、そのまま大学まで行けるようなシステムに乗っているところもあります。そのような人たちが社会に出て機能していないかという、決してそうではないです。その制度が人を決めるのか、人が人を決めるのかという課題もありますので、なかなか議論としては難しい、あるいは大変かなという気はします。

委員長

ぜひ、できるだけ検討を進めていただければと思います。

高橋委員

幼小の一貫でちょっと問題だなということがあって、たしか東京都の品川区が幼小一貫を取り入れられたという報道が新聞に載っていて、小1プロブレムなどいろいろ問題がありました。それを解消するために、小学校で学ぶ「かきかた」や、その一部を幼稚園に移そうではないかという動きだったと思うのですが、私は、小1プロブレムの解消ならば良いなという考えでいたのですが、その後、新聞の読者の投稿で、「幼稚園時代にはうちの子には教えるとかそういうことはさせたくない、体力づくりのほうを主にやっていただきかけたのに、そういう方針が出されるのは誠に遺憾である」というお母さんの意見が載っていました。一貫教育を考える場合には、教師という立場だけではなく、やはり幼稚園の保護者の考え方もいろいろあると思うので、そちらの気持ちも組み込んだうえで、一貫ということを進めていく必要があるのかなと思いました。



教育長

一貫教育でよく間違えるのは、小学校で学ぶこと、特に教科学習を幼稚園でやらせればというのは、先ほど「学びの連続」という言葉があったんですけども、それは「学びの前倒し」です。

育ちの連続というのは、3歳、4歳児には、あるいは5歳児には、そこでいろいろな経験、体験が必要です。つまり、コミュニケーション能力とか、人に愛されたり、人を愛するとか、感動したり、そのような体験が十分ないまま、いきなり学校という制度に入ったときには、不登校になったり、あるいは社会不適應を起こす訳です。ですから、不適應を起こさないように、うまく連動できるような一貫のシステムがあるならばと思います。

特に一番大きいのは、幼稚園の保育者と小学校の先生との間の意思疎通が欠落している場合です。幼稚園ではこう来た、それがそのままうまくいくはずなのが、突然、小学校に行ったら幼稚園では大丈夫だったものをすべて否定されたり、その辺の子どもの理解の部分が不十分な場合に、トラブルが起きるケースが多いです。

私は、「きょうからあなたは1年生」というのは良いと思います。また、そうあるべきだと思います。しかし、だからといって、今までを全否定するような形や、気づかずに子どもに無理な刺激を与えてしまったりすると、小1プロブレムになる。その連携というか一貫的なカリキュラムを教師が分かっているのかということが一番問われます。先ほどの漢字を早くやらせるというのは、私は非常に短絡的な幼小連携だなという気はします。

高橋委員

例えば、幼稚園の早生まれの人と、1年間ですごく差があります。そこのところも、そのお子さんによって違いがすごく出る、1年ですごく発達する、発達の違いが大幅に出る年齢だとも言えます。

教育長

もう一つ課題は、幼小連携はいいのですが、保育園に行っているお子さんも4歳児、5歳児を過ごして小学校に上がってくる訳です。そうすると、保育園と小学校の連携はどうなるのだ、一貫はどうなるのだという課題があります。制度的にすべての子どもたちをカバーできるかという問題があります。それから、幼稚園は学区がありませんし、保育園もばらばらで、私立もある、いろいろな幼稚園、保育園から子どもが一つの小学校に上がってくる。一貫教育を行っている一部の公立の場合、そこだけで一貫をやっているのかという話なのです。

高橋委員

小学校の場合は、保育園も何日か呼んで一緒に体験するような試みがあったそうです。それも、入学前の何回かを一緒に過ごして、それでうまくいくのかなというような懸念もあります。

委員長

それは、連続したプログラムがなくて何とかくっつけようと思うから、そのようなことになるのだと思います。そのようなものは、結局大した効果は上がらないと思います。

望月委員

一貫教育について、秦野市もこれを機にもっと具体的に取り組むべきじゃないかということは、私も大賛成です。いずれにしても、そのことについては議論することが必要な時期が来るのではないかと思います。要するに、連続性と独自性の中で、一貫手法、接続にしても、研究課題は2つで、カリキュラム開発と制度の見直しです。ですから、その2つの視点の中で研究校を設けてそれについて行っていく。教育課題の今日的な教育市場の流れの中で、まさに教育課題について研究していくということはとても大事ではないかと思います。積極的にそれらについては賛成したいと思っています。

委員長

ありがとうございました。

その他の部分で質問、意見等がありますか。

望月委員

新採用教諭について、小学校が18人、中学校が3人ということですが、男女の比率はどんな傾向があるのですか。

それから、年齢的な傾向はどのような傾向があるか。47歳の方の採用もあったようですが、卒業してしばらくたって教員に入っているとか、あるいは現役で入っているとか、そのような傾向がもし分かれば、教えてもらいたいのですが。

教育総務部参事

教諭以外も含めると、小学校が19名、中学校が4名、幼稚園が4名おり、市職を入れると27名の新規採用がありました。

年齢ですが、20歳から47歳までの傾向です。平均年齢としては27歳になります。中心的には20代の後半が非常に多いです。男女比については、男性が8名、女性が19名、女性のほうが約2倍多い形になっております。

それから、職歴についてですけれども、大卒での採用が10名になります。教職の経験を持って臨任・非常勤等をやられた中での採用が14名、それから、企業からという転職の方が3名という形になります。

ちなみに、出身は県内の方が19名、県外が8名という状況です。これからの教育を担う若い力ですので、大切に育てていきたいなと思っています。

委員長

先ほどの47歳の方は、大学を卒業してからずっと非常勤のようなことをやっていたということですか。

教育総務部参事

はい、そうです。

教育長

そのようなケースもあるのですが、例えば一度、鹿児島県で教員になる。結婚を機に退職して神奈川県にやってきた。子育てが

大体終わって、もう一回教員にチャレンジしたいと思って採用試験を受けたら受かったというケースもあります。ですから、途中ブランクはありますが、即戦力と言えば即戦力です。

委員長

学校教育課長

資料3で、外国籍の子どもですが、国別に分かるのですか。

国別というよりも言語別ということで統計をとっておりますが、小学校でスペイン語を使っている国籍が74名で、そのうち日本語の指導を要する子どもが62名おります。その次にはポルトガル語です。57名の在籍で、日本語指導を要する子どもがそのうち43名。その次がベトナム語です。25名の在籍に対して日本語指導を要する子どもが16名です。

中学校ですが、中学校は言語で言うとポルトガル語の子どもが24名で一番多いです。そのうち日本語指導を必要とする子どもが17名。1人下回って次がスペイン語、23名の在籍に対して15名。その次がベトナム語で、14名の在籍に対して6名の子どもが日本語指導を必要とするということになっています。

委員長

ポルトガル語、スペイン語ということは、親は南米から来ているのですか。

教育長

そうです。多いのがペルー、ブラジル、ボリビアです。グアテマラなどもあります。

委員長

続いて、教育長報告(4)～(7)で質問、意見等がありますか。

毎度同じことを聞くようではすけれども、教育訪問と学校訪問というのはやっぱり分けてやる必要があるのですか。

教育長

必要があるかと言われると、なかなかどう答えていいかわからないのですが、どちらかという、学校訪問は、先生たちの授業の様子や子どもの様子を、直接接して、見てということです。もう一つはマネジメントですから、学校経営がどうなっているかという部分で2つに分けているということで、それぞれの意味はあるかとは思いますが、一緒にできるか、あるいはどちらかにするかというのは、考え方の問題だと思います。

委員長

教育長報告(6)で、先ほどの2学期制の問題について、これは一貫教育の議論と同じような議論になるかもしれませんが、2学期制については、この教育委員会としては相当重いテーマだと思います。そのような意味では、この報告書で終わりというのではなくて、直接話を聞く機会をいただけたらと思います。

それから、良い話というもののほうが多いような気がするのですが、そうであれば、あるところではこれを進めるか進めないかの結論を出すということが2つ目。

また、先ほど教育長は、校長にお任せする、あるいは学校がこ

教育長

れを選択するということできたいというお話だったのですが、学校で選択しなさいという意味はどこにありますか。

これは学期制なのですが、結局、教育課程の編成にかかわることです。ですから、教育課程の編成権というのは、基本的に学校長にある訳です。ただ、私が言っているのは、もちろん教育委員会で決めることもやぶさかではないのですが、学校長の権限というものがやはりあるはずなので、教育課程を編成する責任者として、何日間これだけ勉強させたいとか、体育的行事はここに入りたいとか、成績評価はこういうところを出したいということぐらいの、自分の哲学で運営してもらいたいというのがまず背景にはある訳です。全部枠を決められて、それで並べるだけだったら、校長は要らないということがどこかにある訳です。ただ、保護者や市民の方に混乱があったり、分かりにくいというようなことがあるとしたら、そこは教育委員会の責任だと思いますので、そのバランスの問題だと思います。

委員長

この成果を読むと、ほとんどの場合は悪いことではなくて、成果としては良いというように見えます。

教育長

ただ一つだけ、簡単に言うと、通知表をもらうのが3回から2回に減るのが不安だという保護者や子どもの声、その反面で、塾へ行ったり受験で頑張っている子どもにとっては、テストで腕試しをしたいという思いは強いでしょう。

委員長

ただ、私は、最初から申し上げているように、1学期の間に夏休みがあるのではなく、やはり2学期制でやるなら、1学期連続、2学期連続でないともあまり効果がないのではないのでしょうか。

教育長

9月が新学期の場合は可能性があるわけですね。

委員長

せっかく連続してきたところで、夏休み、8月に1カ月休みがまた始まるのでは、これの効果というものはそんなに大きくは期待できないと思うのです。

教育長

話がそれるかもしれませんが、例えば、市内中学校・小学校の全教室にエアコンが入ったとします。そうすると、夏の7月の下旬の暑いときも8月の暑いときも、学習環境としては快適な空間が創出されます。そうすると授業効率は悪くない訳です。今は暑いので、子どもの精神力が持たないからということがある訳です。そうすると、エアコンがいいかどうかは別にしても、そのようなことも実は学期制と密接に関係しているのです。北国は夏休みが短くて冬休みが長いとか、いろいろやっておき、気候風土によって影響する訳です。ですので、2学期制にして、7月もテストをやらなくて、かなり長い期間授業ができるというのは、授業時数は稼げるけれども、果たして本当に子どもにとって良い

望月委員

授業環境で、効率の良い学習成果が上がっているか、ということも聞いてみたいとは思っています。

2学期制についてですが、この調査結果をよく見てみたら、大体予想していた結果かなと思うのですが、大体、全国的に見ると、これによって特色ある学校づくりができる。これが大体共通項ですね。それから、個人面談の時間がふえている、これも共通項だと思います。

それから、いわゆるゆとりの中できめ細かい指導をして、確実な基礎基本の学習事項を身につけること。2学期制を導入してそういうようなことが3学期制よりもできているというようなことがあるのですが、その辺のことについて、もう少し学習のことについてもアンケート項目を配付したのかなということです。

また、この中で、ゆとりある教育活動の部分の全体を見ると、やっぱり、「当てはまる」「やや当てはまる」といういい方向よりも、「あまり当てはまらない」とか「全く当てはまらない」というような数値のほうがどちらかというところの部分では高いですね、特に中学校ではそういう傾向がある。かえってこれによって多忙感を感じるのかなということをおもっています。部活との兼ね合いなどもあるかもしれないのですが。

したがって、アンケートを再度とるのであれば、さらにその辺の学習活動などについてももう少し細かく取ってみると、方向性を探るのにより役に立ってくるのかなと思います。

これも、先ほどの一貫教育と同じことで、将来的には、全体的に考えるような調査検討委員会のようなものを発足させて、いろいろな角度の中で市としての方向性を出す。その結果、いろいろやってみた結果、やっぱり学校長の編成権に任せる、兄弟の問題とか障害のこともあるので、市全体でやってみるとか、今のところ、そのようなこれからの方向性についてお考えがあれば教えてください。

教育長

結局、皆横並び一線だと安心するというのは、制度ですから分からないでもないです。公教育であり、市としての一定の基本方針で同じような中で切磋琢磨してもらおうと、学校の特色づくりもやってもらおうというのですが、公教育の中で学校の特色といっても出せる限界があります。

例えば、中学校の制服の有無についても、市の教育委員会の責任で全部そろえるべきだと言え、確かにそろえられることなのです。しかし、私自身は、自分がまだ校長でいるという立場と、教育委員会の立場の両方を照らし合わせたときに、自分が校長だったらとやかく言われたくないというような思いもある訳です。

	それはあくまで一生懸命やりたいという気持ちの表れとしてですが。
	そのような議論を深めていく中で、また現場の声をしっかりと踏まえるのも大事ななという気はしています。
委員長	先ほど委員長が言われたように、一貫教育も、あるいは2学期制、3学期制も、やはり教育委員さんが現場の声を聞く機会をぜひ持っていただきたいし、逆に3学期制でなければ駄目だという校長もいますから、そういう声もぜひ聞いていただきたいです。
望月委員	そのようなテーマをまた出して、いろいろと意見を伺う機会を作っていただいたらいいですね。そのうちの一つには、やはり、2学期制、3学期制の問題というのはあると思います。
教育指導課長	学校専門相談員についてですが、この相談員さんは、制服を設けるのですか、あるいは個々の私服ですか。
高橋委員 教育長	制服ではございませんが、たしか腕章をつけてくることになると思います。
高橋委員 教育長	要請があったら出かけていくという感じですか。
高橋委員 教育長	これは、広聴相談課やこのお二方とも話をしているところですが、要請があった場合はもとより、通常、時々巡回していただくこともあります。
高橋委員 教育長	どの学校も平均して回るのですか。
	やはり、トラブルが多いところあたりが中心になると思います。
	私がお願いしたのは、学校にもそう言っていますし、この方々にもお願いしているのですが、例えば、子どもに対応する場合、それから保護者に対応する場合、教職員に対応する場合、必ず中立でいていただくことをお願いしています。明らかに最初からどちらの味方というような形だと信頼関係が構築できないので、初めから学校の味方とか、あるいは保護者の味方とか、そういう形ではなくて、まずは中立にいていただくことを基本でお願いしたいということは言っております。
委員長 生涯学習課長	「文化財包蔵地」というのは一体何を意味するのですか。
	お手元の資料の赤い丸と、黄色の中にくくられている部分がありますが、赤い部分については、包蔵地ということになります。
	それから、黄色のところですが、包蔵地から200メートル以内で、これについては試掘を事業者にもお願いすることもあるというエリアになります。その辺のところが大きな違いだということでご理解いただきたいと思います。
委員長	それでは、次に、請願に入ります。
	前回の3月の定例会に提出されました継続審議といたしまし

た教科書採択についての請願、これを議題といたします。もちろん、前回もここでご検討、ご討論いただいたわけですが、その結果は継続ということにしていた訳です。今回は、これについてご審議いただきたいわけですが、前回、教科書採択につきましては、加藤委員、高橋委員も、教科書採択についてはこれまでご経験もないということで、少し時間が欲しいということもございました。その後、これにつきましては、学習会も開催したということでもあります。その学習会の結果というか、ご報告あるいは感じたこと等がありましたらお願いします。

加藤委員

請願事項に関しまして、2点あるわけですが、これに対して何ら異論を唱えるものではなく、まさにこの請願事項のとおりだと思っております。

ただ、2ページ目の第2段落あたりで、「国語や社会については、ぜひ教育委員に目を通していただきたいし、また、その他の教科については」というような記述があり、やはり、濃淡をつけることがいいとあるのですが、「国語や社会については」というのも、この請願をされている方の主観でありますし、これをそのまま採択していくというのも、主観を交えて濃淡をつけていくということになりますので、教育委員会の立場上、濃淡をつけてということは採択しかねるという感じがします。

委員長

そうですね。その件に関しては、前回も私も同じ意見を申し上げた経緯があります。

高橋委員

私も加藤委員さんと同じなのですが、本当に請願事項一つ一つは、ぜひ教育委員としてまじめに取り組んでいかなくてはならないものだと思います。指導要領が新しくなりまして、学習時間そのものも大幅に増える訳です。その中で、理数系のほうも随分と力を入れなくてはならないということもありますので、やはり、こちらのほうにも力を注いでいかなければいけないのではないかとこの気持ちでいますので、それこそ全文をそのまま採択するというのはどうかなという気持ちがしています。

教育長

私も改めて数学や理科の指導要領の一部分を見たのですが、かなり立ち入った細かいもので書いていますし、相当変化があります。そうすると、そういうものは見なくてもいいなんていうことにはならないわけで、むしろ同等以上に時間をかけて見なくてはならないのではないかと考えています。ですから、余り濃淡をつけるという話はどうかと思います。

望月委員

まず、教科書は、すべて検定を通った教科書を我々は読むということになる訳でありますので、いろいろな課題点、検討事項等については、検定を経る過程の中で何回も見直して、そして検定

というようなものを通ってくる。やはりそれは日本国憲法や教育基本法なり諸法規に照らし、検討して検定を通過してきているという経過があろうかと思えます。

ですから、当然、学習指導要領の趣旨に沿って作成されているわけでありませう。どの教科を重点的に見るかという、そういうようなことではなく、学校現場やいろいろな人たちにも相談した結果の教科書がいろいろ出てくると思えます。それはやはり我々の仕事として、我々の範囲で、どの教科書も平等に見ていくということが我々の大事な仕事ではないかと思えます。したがって、いろいろと濃淡をつけるというようなことについては、賛成しかねるといふように考えています。

委員長

この請願につきましては、前回は継続審議ということでやってまいりましたが、ここでご審議いただいて、結果としては、さらに継続審議、あるいは、採択、不採択、この3つのうちのどれかに決めるということになります。

教育長

私、前回もちょっと意見を言いましたが、基本的には皆さんと同じです。ただ、実際、教科書採択をやってみますと、教育委員のエネルギーが相当必要だということは確かです。ですから、これは、従前のよく批判された教育委員会がありますよね。要するに、イエスマンと言うとおかしいですけども、事務局が用意したシナリオに従って結果を出すだけの教育委員では対応できないだろうということで、まさにこの方は述べられているのですが、そのぐらいの責任を持ってやるには、数も多いですし、やはり、時間とそれなりの手間をかけてやらなければならないです。

しかし、実際にやっていくと、教科によって、最終的な採決に至るまでに時間がかかる教科と、割と時間がかからずすんなりと結論が出る教科とがある。これはあり得ると思うのです。ただ、それは結果として時間がかかった、かからないであって、採択する以前から、特定の教科だけは時間をかけてやりましようとか、これは軽く扱いましようというようにしてしまうのは、確かにやる側にとっては楽かもしれませんが、ただ、それは、現実的だというよりも、本来の趣旨からは外れてしまうということを考えていますと、やはり、このような形の理由がここに書いてあるということについては、賛成しかねると考えます。

委員長

分かりました。何より、教科書選定というのは、この方も書いていますが、教育委員会の権限と責任において採択するということですから、いろいろご意見を伺うのは結構ですが、我々としては我々の権限と責任において、静ひつな環境のもとに採択するということだろうと思えます。そういう意味で、この請願につきま



委員長

しては、先ほど申し上げた、採択、不採択、どちらかで決めたいと思いますが、よろしいですか。

—異議なし—

では、この請願につきましては不採択ということによろしいですか。

委員長

—異議なし—

ありがとうございました。

それでは、教科書採択についての請願を不採択とすることにいたしました。

次に、協議事項に入りますが、協議事項につきましては、「平成21年度秦野市教科用図書採択検討委員会について」ということでありまして、これにつきましては詳細な検討が必要になります。これにつきましては、先ほど申し上げたような我々の責任と権限の中でやるということになる訳ですが、静ひつな採択環境の確保という観点から、まず、この検討委員会についての議論は秘密会で審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長

—異議なし—

それでは、「平成21年度秦野市教科用図書採択検討委員会について」は秘密会といたします。

ただ今から秘密会としますので、関係者以外の退室を求めます。 [午後3時20分]

—関係者以外退室—

委員長

[削除]

以上で4月定例教育委員会会議を終了いたします。

[秘密会午後3時50分終了]